

設計業務共通仕様書 新旧対照表

改訂後	現行
<p>設計業務共通仕様書</p> <p>目次 [略]</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 - 1 条 [略]</p> <p>第 1 - 2 条 用語の定義 略</p> <p>(1)～(33) [略]</p> <p>(34)「書面」とは、発行年月日を記録し、<u>打合せ簿等の帳票をいい</u>、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p>第 1 - 3 条 ～ 第 1 - 3 5 条 [略]</p> <p>第 1 - 3 6 条 保険加入の義務 [略]</p> <p><u>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u></p>	<p>設計業務共通仕様書</p> <p>目次 [略]</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 - 1 条 [略]</p> <p>第 1 - 2 条 用語の定義 略</p> <p>(1)～(33) [略]</p> <p>(34)「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p>第 1 - 3 条 ～ 第 1 - 3 5 条 [略]</p> <p>第 1 - 3 6 条 保険加入の義務 [略]</p> <p>【新設】</p>

第 1 - 3 7 条 [略]

第 1 - 3 8 条 環境負荷低減への取組

受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。

- (1) オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）
- (2) プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用
- (3) 環境負荷低減に配慮したものの調達
- (4) 生物多様性に配慮した事業実施
- (5) みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施

第 1 - 3 9 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

第 2 章 設計業務 [略]

第 1 - 3 7 条 [略]

【新設】

第 1 - 3 8 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

第 2 章 設計業務 [略]